

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：東海村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.59 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.35 %
全職員	75.15 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	96.57 %
本庁課長補佐相当職	96.98 %
本庁係長相当職	92.77 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.67 %
31～35年	90.27 %
26～30年	92.95 %
21～25年	93.56 %
16～20年	87.38 %
11～15年	89.24 %
6～10年	84.43 %
1～5年	94.52 %

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員の男女比は4.8 : 5.2である。

近年の新規採用者は、官公庁や民間企業での勤務経験がある職員が多く、直近10年間に採用した職員のうち、社会人経験のある職員の割合が64%となっており、うち男性職員の割合が63%となっている。一人当たりの前歴在職年数は、男性6.6年に対し女性5.4年となっていることから、相対的に女性の給与水準が低くなっていると考えられる。

また、扶養手当については、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約84%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。